

平成 21 年度事業計画

自 平成 21 年 4 月 1 日

至 平成 22 年 3 月 31 日

基本的活動方針

1 . 労働者派遣の正しい姿の理解促進

昨年末の派遣村騒動、昨今のいわゆる派遣切り報道等、労働者派遣事業に対して、その一部のみを強調した事実報道がなされ、労働者派遣事業に対して逆風が吹き荒れている。

自由民主党・公明党の与党でも、この問題に対して危機感をもち、日雇派遣原則禁止等昨年 11 月に上程された労働者派遣法改正案の内容に加えて、製造業務の派遣禁止、マージン率の上限規制等の規制強化が俎上に載せられている。また、法改正に先立ち指針レベルでの規制強化等がなされたところである。

しかし、これらの主張の根拠にあるのは、マージン率が高い等、誤った事実に基づくものも多々ある。

そこで、労働者派遣の正しい姿の理解を促し、多様な働き方の選択肢の一つとして働く人が安心して派遣という働き方を選べるよう、正すべきものは正しながら、派遣の正しい姿、果たしている役割を積極的に社会に P R し、人材派遣への理解促進に努める。これにより人材派遣業界の社会的信頼性の向上と持続的な成長、業界の健全な発展を期する。

2 . コンプライアンスの徹底

昨年度は、当協会会員 3 社が労働者派遣法違反を理由に事業停止命令、業務改善命令を受けるなど、労働者派遣事業の適正運営に問題が生じた。当協会としても、このような問題が発生したのは遺憾であると考えている。社会から信頼を得るため、厳しい自主ルールに則って事業運営を行っていることを実績として積み重ねることが重要である。会員と一体になってコンプライアンス強化に引き続き努める。

3 . ポジティブ情報の収集・公開

人材派遣の魅力を社会に訴えるためには、外部からもたらされるネガティブ情報に対して、受身の対応にとどまらず、ポジティブな情報を収集し、積極的に公開するとともに、データを収集してデータに基づき派遣の果たしている役割を言及できるようにしていく。

4 . 地域協議会との連携強化

事業活動について、各地域協議会と協会との連携を強化する。

従来、協会主催のセミナー・研修会等は、東京・大阪を中心とし、地方会員に恩恵が少なかったため、地方会員に対するセミナー等の強化を打ち出したところであるが、今年度も引き続き同じ方針で臨む。

5. 会費の徴収方法の変更と事業の整理

昨今の経済情勢を考慮して、平成 21 年度に限り、平成 19 年度の売上高に 80% を乗じた金額をもとに会費を算定することとした。収入の減が生じるので、これに伴い必要な事業の整理を行うこととした。

具体的事業計画

1. 労働者派遣法の見直しへの対応

現在、労働者派遣法改正案が国会に上程されているが、与党・野党ともに、登録派遣の禁止、製造業務派遣禁止等さまざまな規制強化の動きが新たに浮上してきている。各政党の動向等を注視しつつ、日本経済団体連合会等とも連携を図りながら、規制強化が行き過ぎないように法改正の動きに対応する。

2. 自主ルール「労働者派遣事業の適正な運営に向けて（2009）」の継続

昨年の定時総会で、コンプライアンスを徹底するため、協会会員を対象に会員が遵守すべき自主ルール「労働者派遣事業の適正な運営に向けて（2008）」を採択し、業界に対する不信感を取り除き、派遣のイメージアップを図るように努めてきた。今年度もこれを自主ルール「労働者派遣事業の適正な運営に向けて（2009）」（別紙 2）として継続することとする。また、派遣先企業に向けて、引き続き「～派遣事業の適正な運営のために～ご協力をお願い」（別紙 3）を継続することとし、協力をお願いしていきたい。その徹底により、規制強化等の流れに歯止めをかける。あわせて、自主ルールを担保するための派遣事業適正運営委員会も継続する。

労働者派遣の社会的信用の回復には、自主ルールの実施状況その他、その裏づけとなるデータの対外的な発表が必要不可欠であり、会員に対して労働者派遣事業報告書（以下「事業報告書」という。）の提出に併せて、派遣スタッフの正社員への就業支援等のアンケート調査への協力をお願いしたい。

なお、会員の事業報告書については、例年 8 月、協会から提出依頼を会員にお願いしているが、今年度から、上記アンケートとともに、各社が労働局に事業報告書を提出後、併せて協会にも提出いただくことで、会費の算定等に係る事務処理をスムーズに行うこととしたい。平成 20 年 4 月 1 日以降に決算期が到来した会員から、順次適用することとしたい。

追って、提出いただいた事業報告内容等をデータ化することで、会員にとっても有用なデータを提供することができるようにしていく。

3．労働者派遣法改正に向けた協会広報活動

労働者派遣法改正等を見据えて、協会の主張を継続的に社会に広報するために、広報活動を企画・実施する。

4．労働者派遣事業理解促進活動の強化

派遣の実態に合わせた制度改正を求めていくため、行政、立法への働きかけをするロビー活動を強化する。

なお、事業所税問題、通勤交通費等についても働きかけを行う。

5．派遣労働者支援に関する調査研究

派遣スタッフにとって、より一層働きやすい環境を整備するために、派遣スタッフの実情や希望等を調査して、具体的な事業を企画立案し、可能な範囲から実施する。

6．派遣スタッフ Web アンケート - 1万人調査 -

派遣で働く人達の就業条件や満足度、希望する働き方等の派遣就労の実態や意識について、派遣スタッフから直接データを収集し、経年変化を見ることにより、協会の諸活動の貴重なバックデータとする。調査結果については、派遣業界の実態を理解していただき、派遣に対する認識を高めていただくために、引き続き社会一般に Web で公表する。

7．協会ホームページの利便性の向上

会員の情報閲覧時に更なる利便性向上を図るため、各コンテンツや情報の充実を図り、その配置、見易いデザインなどの検討を行う。

また、協会が管理する会員情報と「会員派遣会社検索」に掲載する自社情報とを一元化する。それによって、会員が任意に自社情報を更新すると、会社検索情報にも更新内容が反映されるようにする。

8．広報 PR 活動の展開

(1) 「haken+」の発行

平成 20 年度同様、年 4 回（6,9,12,3 月）に会員向け機関誌「haken+」（P20、全ページカラー）を発行する。特集内容は、時宜を得たものを発行 4 ヶ月前から委員によって決定し、統計データの収集/識者へのインタビュー/座談会の開催/会員調査などをベースに記事を構成する。平成 21 年度の発行部数は、各回 7500 部とする。

また、在庫の会員への配布や、ホームページでのデジタルブック閲覧など広報性・利便性を高める。

(2) 「人材派遣データブック 2009」の発行・公開

データブックの発行時期を変更し、2009 年第 2 四半期を目処に「人材派遣データブ

ック 2009」を発行する。同「2008」のサイズや A4 ムック版、コンテンツ構成を踏襲し、2006 以来の継続性を重視した誌面づくりを心掛ける。

9. 派遣元責任者講習の実施

昨年度から派遣元責任者講習の受講者数が激減しているため、今年度は昨年の 80% 程度の規模（実績比）で行う（別紙 4）。また、テキスト代金、講師謝金の引き下げ等様々な経費削減を行い円滑な運営に努めていく。さらに今年度は労働者派遣法の抜本的な見直しが予測されるため、法の改正内容の周知徹底を、講師と連携しつつ各地域協議会の協力を得ながら実施する。

10. 相談センターの運営

派遣スタッフ、派遣元、派遣先からの相談及びクレームに対応するために、相談センターを東京、名古屋、大阪の 3 カ所で運営する（東京においては、昼休みや夜 7 時までの受け付け、キャリアカウンセリングにも対応する体制を継続する）。

また、相談実施体制の充実について検討する。

11. 各種セミナーの開催

派遣会社におけるコンプライアンスの徹底等のための各種セミナーを行う。また、事業主等のトップクラスを対象としたセミナーを開催する。さらに、コンプライアンスの徹底には派遣先の協力が不可欠なため、派遣先向けのセミナーを強化する。

（1）人材育成セミナーの開催（東京、地方）

派遣会社の社員を対象に、コンプライアンスの徹底を始めとする派遣業界の諸課題についてセミナーを開催する。メンタルヘルスについても対象として、自己管理方法等を学ぶ内容とする。

（2）相談事例セミナーの開催（東京、地方）

当協会の相談センターに寄せられる質問、相談や苦情を紹介しながら、派遣制度や労働関係法の正確な理解促進を図る。また、アドバイザーによる個別相談を開催する。

（3）新しい法律制度等に係るセミナーの開催（東京、地方）

労働者派遣法及びそれを取り巻く関係法令の改正が予想されることから、法の改正内容の周知徹底のため説明会を開催する。

（4）派遣先対象セミナー（東京、地方）

平成 21 年度も昨年度に引き続き、派遣先企業を対象に、コンプライアンス向上と派遣法の正しい理解を促し、適正な派遣事業を推進するため「派遣先セミナー」を開催する。

また、今年度は労働者派遣法の改正が予想されることから、派遣先企業にも改正法の周知徹底を図っていく。

(5) 事業主対象のセミナーの開催 (東京)

平成 22 年の新年賀詞交歓会において、経営者にとって関心の高いテーマでセミナーを開催する。

(6) 人権啓発セミナー (地方)

人を扱う人材ビジネスにおいて、人権問題への認識を深めることが重要であり、そのための第 2 回人権啓発セミナーを人材育成セミナーの一部として大阪で開催する。

12. 人材派遣健康保険組合との連携

当協会が母体となって設立した人材派遣健康保険組合の諸活動に協力する。

13. 健康診断

昨年に引き続き、会員に健診医療機関を斡旋する (年 1 回)。

14. 職業分類研究会への参加

独立行政法人労働政策研究・研修機構が受託した「厚生労働省編職業分類」の改訂作業において、日本標準職業分類の改訂結果を踏まえた検討に参加する。

15. 四半期「(新)労働者派遣事業統計調査」の実施

2009 年から、調査項目・調査方法の変更、調査対象会員の拡充、調査地域の拡大 (都道府県単位) を図ったところであるが、協力会員には 2008 年データの入力をお願いし、時系列での管理を開始する。

16. Ciett (国際人材派遣事業団体連合) の活動

(1) Ciett 世界大会への参加

2009 年の Ciett 世界大会は、ポルトガルのリスボンにて、5 月 27 ~ 29 日に開催され、当協会からも参加の予定。

(2) 第 4 回 Ciett アジア/太平洋地域会議の開催

KOSA (/Korea Staffing Association)、CAFST (中国对外服务工作行业协会 /China Association of Foreign Service Trades) の 2 協会と共にアジア/太平洋地域会議を、今年度は 10 月に日本・東京で開催する。今年度からは、事前協議を行って、一定の成果物を作成したい。

(3) Ciett 理事会への参加

2010 年 2 月頃、ベルギーのブリュッセルで開催予定。当協会からも参加し、人材派遣の現状や課題について議論や情報交換を行う。

17. 高齢者雇用推進事業

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構からの委託で、労働者派遣業界における高齢者雇用の推進について調査研究を行う（2年間、各年委託費上限1000万円）。

労働者派遣事業の適正な運営に向けて (2009)

日本人材派遣協会の会員企業は、派遣労働者の雇用主として派遣労働者の利益を守るべき立場にあることを自覚し、全ての派遣労働者が安心して働けるために、次に掲げる重点課題について、高いコンプライアンス意識をもって全力を挙げて取り組んでまいります。

1. 労働内容に応じた賃金の確保と能力開発支援

- ・会員企業は、派遣労働者の賃金について同一価値労働同一賃金の確保のために派遣先への理解促進も含めて努力し、派遣労働者の能力開発とキャリア形成を支援します。
- ・会員企業は、派遣労働者の賃金から、法令で認められたもの以外は一切控除いたしません。また、派遣料金の仕組みについて説明します。

2. 労働・社会保険の適用の徹底

- ・会員企業は、派遣労働者の雇用主として、労働・社会保険の適用について派遣労働者に十分に周知し、加入要件を満たす派遣労働者については必ず加入させます。
- ・会員企業は、每期、事業報告書に基づき、派遣労働者の労働・社会保険の適用状況を協会に報告します。協会は労働・社会保険の加入率が著しく低い会員企業に対して是正を求め、これに応じない場合には企業名を公表するなど加入徹底に向けた措置を講じます。

3. 正社員としての就業を希望する派遣労働者の支援

- ・会員企業は、正社員としての就業を希望する派遣労働者の能力開発及びキャリア形成のため、適切なアドバイスを行い支援します。
- ・会員企業は、自社で長期間就業中の派遣労働者が正社員としての就業を希望する場合には、派遣先への求人意思確認と、正社員求人の紹介または情報提供に努めます。

4. いわゆる「日雇派遣労働者」への特別な対応

- ・会員企業は、特に製造・運送業務等における軽作業に従事するいわゆる「日雇派遣労働者」については、個々の派遣労働者の資質や能力および生活状況等に十分に配慮し、健全な就業環境の確保に努めます。
- ・会員企業は、いわゆる「日雇派遣」にみられた意図的な1日単位の細切れ契約は行わず、個々の派遣労働者の希望に応じて、可能な限り長期の契約を確保することに努めます。

5. 実効性確保のための措置

- ・会員企業は、法令遵守状況ならびに事業の適切な運営について協会が必要と認めた場合には、協会もしくは協会が委託した第三者機関によるモニタリングの実施を受け入れ、実施後はその結果を十分に踏まえ、事業の改善に取り組めます。
- ・会員企業は、前項の改善義務を怠った場合、企業名の公表など協会の規程に基づく厳正な処分を受け入れます。

派遣先企業の皆様へ

～派遣事業の適正な運営のために～ ご協力をお願い

この度、日本人材派遣協会の会員企業は、派遣労働者の雇用主として、全ての派遣労働者が安心して働けるように「労働者派遣事業の適正な運営に向けて（2009）」を策定いたしました。この宣言を確実に実行するためには、派遣先企業の皆様との連携・協力が必要不可欠です。以下の項目について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1. 法令遵守にご協力ください。

- ・会員企業は、労働者派遣法をはじめとする関連法令に抵触するおそれのある内容を含む派遣契約は締結いたしません。代表的なものとしては、次に掲げる内容があります。
 - (1) 港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係業務、人事労務関係業務の一部、土業等、法令上禁止されている業務への派遣
 - (2) 派遣労働者が派遣先企業からさらに他の企業に派遣される「二重派遣」
 - (3) 契約上は請負契約であっても実態上は派遣契約と考えられるいわゆる「偽装請負」

2. 派遣労働者の雇用の安定にご協力ください。

- ・会員企業は、派遣労働者の雇用の安定性を確保するため、派遣労働者の希望に応じて出来る限り長期での雇用契約を締結するようにしています。派遣先企業の皆様にも、できる限り長期の派遣契約の締結をお願いします。なお、会員企業は1日単位での意図的な細切れ契約は、合理的な理由がない限り締結いたしません。

3. 正社員としての就業を希望する派遣労働者へのご支援をお願いします。

- ・長期就業中の派遣労働者が就業中の派遣先企業での正社員就業を希望する場合には、会員企業が派遣先企業の皆様に対し、正社員求人の有無や採用の意向確認等を行いますので、ご協力をお願いします。

4. 派遣労働者の就業環境の改善・向上にご協力をお願いします。

- ・会員企業は、派遣労働者から派遣先企業におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の相談を受けた場合には、速やかに事実確認にうかがいますのでご協力をお願いいたします。
- ・会員企業は、派遣労働者の就業上の安全・衛生を確保するため、作業上の不安、契約外での業務、無資格業務等について派遣労働者から相談を受けた場合には、速やかに事実確認にうかがいますのでご協力をお願いいたします。

平成21年度派遣元責任者講習実施計画

開催時期	開催地	受講予定者数	開催時期	開催地	受講予定者数
平成21年 4月	大阪府 東京都	360名 420名	10月	東京都	420名
				愛媛県	180名
				宮城県	170名
				大阪府	360名
5月	宮城県 東京都 愛知県 福岡県	170名 420名 315名 238名	11月	石川県	200名
				広島県	160名
				東京都	243名
6月	京都府 新潟県	240名 200名	12月	愛知県	315名
				福岡県	238名
7月	岡山県 東京都	288名 420名	平成22年 1月	宮城県	170名
				東京都	420名
8月	大阪府 北海道	360名 240名	2月	愛知県	315名
				大阪府	360名
9月	熊本県 愛知県	180名 315名	3月	福岡県	238名
				東京都	420名
上半期 計	14回	4,166名	下半期 計	15回	4,209名
			合 計	29回	8,375名

地域別開催回数 (案)	
東京都	7回
大阪府	4回
京都府	1回
愛知	4回
北海道	1回
宮城	3回
新潟	1回
石川	1回
岡山	1回
広島	1回
愛媛	1回
福岡	3回
熊本	1回
合計	29回